

競争的資金等に係る不正防止計画

平成27年4月1日
研究連携成果展開部
事業計画統括部

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、文部科学大臣決定による「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、競争的資金等取扱規程（23（規程）第9号、以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、以下のとおり競争的資金等に係る不正防止計画を策定する。

競争的資金等の管理については、運営費交付金及び施設整備費補助金等と同様に機構の関係諸規程、規則、マニュアルその他競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するとともに、本計画に沿って実施することとする。なお、本計画における用語の定義は、規程に定めるところによる。

1. 目的

本計画は、不正を発生させる要因を把握し、その要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図ることにより、競争的資金等の適正な執行を確保するとともに、規程第2条第2号に定める不正使用を未然防止することを目的とする。

2. 不正防止計画

2.1 体制・環境の構築

(1) 責任体制の明確化

機構の関係諸規程、規則、マニュアル等により、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るとともに、不正使用が発生した場合の調査手続を競争的資金等通報事案調査委員会の設置について（23産（通達）第4号）に定める。なお、研究成果のねつ造等の不正行為並びに委託研究・共同研究の契約相手先の契約履行下における不正行為及び不適切な経理処理については、研究開発活動不正行為等告発規程（19（規程）第43号）、委託研究・共同研究に伴う不正行為等に係る調査及び措置について（22産（通達）第8号）等の手続による。

最高管理責任者、統括管理責任者及び部門管理責任者は、責任を持って競争的資金等の管理を行う。

統括管理責任者は、法務監査部長から不正行為に関する通報の報告を受けた場合には、不正行為の有無及び程度について審査するため、必要に応じて競争的資金等通報事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）を招集する。調査委員会は、不正使用の事実認定を行い、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

(2) 環境の整備

不正防止計画推進部署は、研究者等及び事務職員の意識向上並びに教育の実施に当たり、機構のルールに従い経理管理することを原則とすることを徹底させ、競争的資金等に係る事務処理について各種マニュアル等の整備及び改訂を進め、周知を行う。

2.2 不正を発生させる要因の把握と具体的実施事項

(1) 研究計画等の進捗状況の確認

研究者等及びその所属長においては、各課題の業務計画書等（受託にあつては年度ごとの業務計画書、経費等内訳書等、科学研究費補助金等にあつては年度ごとの交付決定を受けた補助金交付申請書、その他の助成金等にあつてはそれぞれの年度ごとの計画等が定められた計画書等（以下「業務計画書等」という。）に記載の研究計画と実態にかい離がないか確認するとともに、研究計画等の進捗状況等について管理する。

(2) 予算執行及び執行管理

研究者等は、予算執行においては、課題ごとに支払計画を作成し、業務計画書等にとつた適正な時期及び業務計画書等に定める目的、目標、方法等に即した契約請求等を行うとともに、部門管理責任者は、帳簿を備え、支出を明らかにし、また、証拠書類を適切に管理する。

(3) 調達行為及び使用状況管理

部門管理責任者は、契約においては、原則一般競争契約であることを研究者等に周知するとともに、随意契約を行う場合はその理由の妥当性を精査し所要の手続を行わせる。

また、部門管理責任者は、契約については、規定どおりに手続が実施されていることを確認する。

研究者等は、取得した設備備品等の物品については、資金配分機関の定めに従い、管理し、適宜その使用状況の確認を実施することにより、適正に使用する。

(4) 労務管理

所属長は、旅費請求においては、業務計画書等に定める範囲の適当な出張計画であることを確認するとともに、依頼出張における旅費の二重払い等が生じないように、依頼元と十分に連絡・調整を行う。また、研究者等は出張報告書を必ず作成し、所要の手続を行う。

研究者等は、競争的資金等により雇用した者が当該課題による研究等の業務にのみ従事していることを常に確認するとともに、関係法令、機構諸規定等及び雇用契約書に基づき、日報等を作成させる。

謝金の執行に当たっては、部門管理責任者は、研究者等に謝金発生の証拠書類を備えさせるとともに必要な手続を実施させた上で適切に執行させる。

(5) 成果発表、特許出願及び成果利用手続

研究者等は、研究成果の発表、論文投稿、特許出願等を行う場合は、機構の諸規定及び競争的資金等に定める手続を適切に実施する。

2.3 情報伝達体制の確立

(1) 競争的資金等の使用ルールに関する相談窓口を研究連携成果展開部に設置し、適切な助言及び指導を行う。

(2) 競争的資金等の不正使用についての通報窓口を法務監査部に設置し、通報があった場合には、法務監査部は、研究連携成果展開部と連携を図りつつ、法務に関する業務を統括する理事及び統括管理責任者に報告する。

2.4 モニタリング（本計画の遵守状況確認）の実施

(1) 不正防止計画推進部署は、部門管理責任者に対して、本計画の遵守状況について、年1回以上、モニタリングを行い、適宜統括管理責任者に報告する。

(2) 部門管理責任者は、執行に問題が生じている場合は、研究連携成果展開部に相談し、改善策を講じる。

(3) 法務監査部は、競争的資金等の適正な執行及び不正使用の防止を確保するため、競争的資金等を対象に、無作為抽出による内部監査を実施し、その結果を最高管理責任者に報告する。

(4) 最高管理責任者は、内部監査等の報告を受けて不正防止計画推進部署へその対策を指示する。

(5) 不正防止会合

不正防止計画推進部署は、財務部、契約部、人事部、法務監査部その他関係部署と不正防止会合を年1回以上開催し、不正要因の分析等を行い、不正防止計画に適宜反映させる。

2.5 その他

本計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。